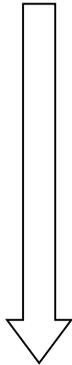


8 認定要件について 対象者は、次のいずれかに該当する保護者です。

申請理由		証明書類		
1	生活保護を受けている	生活保護決定通知書の写し、生活保護停止解除通知書の写し		
2	生活保護が停止または廃止になった	生活保護停止通知書の写し、生活保護廃止通知書の写し		
3	市民税が非課税または減免された (保護者が非課税または減免されていても、他の世帯員が課税されている場合は該当しません。)	必要ありません※令和6年1月2日以降に三原市へ転入された方へ1月1日現在の住所地で発行される『令和6年度課税台帳記載事項証明書』(令和5年分の所得及び扶養人数等の記載されたもの)をご提出ください。		
4	個人事業税が減免された	個人事業税減免通知書の写し		
5	災害等により固定資産税が減免された	固定資産税・都市計画税更正(決定)通知書の写し		
6	国民年金の掛け金が減免された	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し(世帯員全員分)		
7	国民健康保険税の減免または徴収猶予された	国民健康保険税の減免または徴収の猶予がわかる決定通知書の写し		
8	生活福祉資金を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し		
9	児童扶養手当が支給されている (児童手当ではありません。)	児童扶養手当証書の写し		
10	雇用保険の失業等給付を受けている (世帯の収入状況による)	雇用保険受給資格者証の写し(表・裏、両面の写しが必要)		
11	<p>その他経済的にお困りの方</p> <p>※世帯構成及び世帯収入により審査をします。</p> 	<p>証明書類は必要ありません。</p> <p>ただし、令和6年1月2日以降に三原市へ転入された方は1月1日現在の住所地で発行される『令和6年度課税台帳記載事項証明書』(令和5年分の所得及び扶養人数等の記載されたもの)をご提出ください。期限：令和6年6月14日(金)</p> <p>※令和5年中の所得が未申告の場合、支給が遅れる可能性があります。世帯全員の申告が必要です。申告がお済みでない方は申告をしてください。※書類による審査が困難な場合は、教育委員会が民生委員の意見を求める場合があります。</p>		
		世帯人数	世帯構成の例	年間総所得額
	認定となる所得の目安額	2人	母 35歳 子(小1)	2,007千円
		3人	父 35歳 母 35歳 子(小1)	2,641千円
		4人	父 35歳 母 35歳 子(小4) 子(小1)	3,244千円
	5人	父 35歳 母 35歳 子(小4) 子(小1) 子5歳	3,623千円	